

第8期介護保険事業計画「取組と目標」に対する自己評価シート (令和4年度末実績)

※「介護保険事業(支援)計画の進捗管理の手引き(平成30年7月30日厚生労働省老健局介護保険計画課)」の自己評価シートをもとに作成

項目番号	第8期介護保険事業計画に記載の内容				令和4年度(年度末実績)		
	区分	現状と課題	第8期における具体的な取組	目標 (事業内容、指標等)	実施内容	自己評価	課題と対応策
1	①自立支援、介護予防、重度化防止	○本市は、後期高齢化率が、全国、千葉県を上回る速度で増加する見込みであり、現在の年齢階級の認定率のまま推移していくと仮定した場合、要介護認定者数は急増し、令和7年には3,000人を超えることが見込まれるため、更なる介護予防の推進を図る必要がある。	○介護予防の意識・知識の向上支援	介護予防月間イベント R2 R3 R4 R5 参加者数 200 0 200 200 介護予防講演会 R2 R3 R4 R5 参加者数 0 0 120 120 *各年度、実績値	・介護予防月間イベント 中止 ・介護予防講演会「認知症予防」59人 ・各種介護予防講座 29会場	△	・新型コロナウイルス感染症予防のため、大規模のイベント等は中止した。講演会は希望を縮小して開催した。そのため、多くの市民に介護予防の普及啓発が難しい状況であった。
			○介護予防を支える拠点と人材の確保	介護予防推進員の養成 R2 R3 R4 R5 推進員数 18 18 20 20	・介護予防推進員人数 19人 ・介護予防推進員の活動(しろい楽トレ体操新規立ち上げ再開団体への支援、	○	・新型コロナウイルス感染症予防のため、一部の活動が中止となったが、一昨年度よりは活動できる機会が増えた。 ・今年度は、昨年度以上に地域での介護予防活動に参加し、推進員の活動の範囲を広げていく。
3	①自立支援、介護予防、重度化防止		○地域における介護予防活動の支援	・住民主体の通いの場の支援(しろい楽トレ体操、はつらつ脳トレ) R2 R3 R4 R5 実施団体数 35 1 33 35 ・専門職による通いの場支援 R2 R3 R4 R5 実施団体数 0 0 25 35 *各年度、実績値	・住民主体の通いの場 実施団体数 35団体 ・専門職による通いの場支援 実施団体数 10団体	○	・新型コロナウイルス感染症拡大のため、通いの場が休止となり、新規立ち上げや継続支援の目標達成が難しい状況であった。 ・徐々に活動を再開する動きも見え始めたため、活動再開支援として専門職の派遣を行っていく。
			○自立支援型地域ケア会議の開催 ○地域ケア推進会議の開催	自立支援型地域ケア会議の開催 R2 R3 R4 R5 開催数 12 9 12 12 地域ケア推進会議の開催 R2 R3 R4 R5 開催数 3 5 2 2 *各年度、実績値	・自立支援型地域ケア会議開催数 10回 ・地域ケア推進会議の開催 10回 ・介護予防ケアマネジメント実務者研修会 3回 ・介護予防ケアマネジメント研修会 1回 ・第1号事業指定事業所へのリハ職派遣事業 2事業所 ・アセスメント時リハ職同行訪問事業(モデル実施)11人 (R15.3月末)	◎	・地域課題の積み上げから資源開発、政策形成につなげられるよう、地域ケア会議と生活支援体制整備の連動を強化していくことが必要。 ・ケアマネジメントを担当する地域包括支援センター職員や介護支援専門員に対しての指導や研修を継続し、今後はサービス提供者、市民に対しても自立支援、重度化予防の周知が必要であり、地域リハビリテーション活動支援事業の活用、周知媒体の活用、研修会などを実施していく。
4	①自立支援、介護予防、重度化防止	○要介護認定者等に対し、その状況や置かれている環境に応じて自立した生活を送ることができるよう自立支援型のケアマネジメントが必要となる。 ○地域ケア会議を通して地域課題を共有し、資源開発や政策形成につなげていくことが求められている。	○介護給付の適正化	主要5事業の実施。 ①要介護認定の適正化 R2 R3 R4 R5 全件 全件 全件 全件 ②ケアプラン点検 市内全事業所 R2 R3 R4 R5 居宅 全件 全件 全件 全件 小多機 — — 全件 全件 ③住宅改修等の点検 R2 R3 R4 R5 住宅改修 全件 全件 全件 全件 ケア会議 — 8回 3回 3回 ④介護給付費通知 R2 R3 R4 R5 — 1回 1回 1回 ⑤縦覧点検・医療情報との突合 R2 R3 R4 R5 実施 — 実施 実施	①要介護認定の適正化 委託全99件、直営全2,172件 ②ケアプラン点検 居宅全15箇所 ③住宅改修等の点検 住宅改修全174件 ケア会議16件 ④介護給付費通知 4,014件 ⑤縦覧点検・医療情報との突合 実施 (R5.3月末)	○	・④介護給付通知について、令和3年度から引き続き実施。 ・⑤縦覧点検・医療情報との突合について、国保連から届く情報での最小限の実施を行っていた年度もあったが、令和4年度についてはほぼ未実施であった。適正化の強化に向けて実施していく必要がある。
			○介護保険には公的資金が投入されているため、適正な給付を行う必要がある。				
5	②介護給付等費用の適正化						